○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山形銀行

二　住所　山形県山形市七日町三丁目一番二号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第三十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第三十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第三十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（村田町復興推進計画（認定番号宮城第三十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫山形支店

二　住所　山形県山形市幸町二番一号

○復興庁告示第十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（村田町復興推進計画（認定番号宮城第三十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社荘内銀行

二　住所　山形県鶴岡市本町一丁目九番七号

○復興庁告示第十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大東銀行

二　住所　福島県郡山市中町十九番一号

○復興庁告示第十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社千葉銀行

二　住所　千葉県千葉市中央区千葉港一番二号

○復興庁告示第十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社八千代銀行

二　住所　東京都新宿区新宿五丁目九番二号

○復興庁告示第十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（白川市復興推進計画（認定番号福島第三十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第三十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（只見町復興推進計画（認定番号福島第三十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号